

千代川流域水利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は、千代川流域水利用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、千代川水系の水利用に関し、河川管理者、水利使用者及び関係する行政機関等が情報交換等を行い、相互の連携を密にすることで水利問題等に対処し、千代川流域の円滑な水利用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議する。

- (1) 河川の状況に関する事項。
- (2) 水利用の実態に関する事項。
- (3) 水利用の調整に関する事項。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会には、会長を置き、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、原則として年一回以上定例会議を対面もしくは書面にて開催するものとし、対面の場合、会長はその議長をつとめるものとする。

- 2 会長は、会長が必要と認めたとき、若しくは委員から要請があった場合、協議会を開催できるものとする。
- 3 会長は、前条の委員以外の者に協議会への出席を要請し、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会には幹事会を置き、別表に掲げる幹事によって組織する。

- 2 幹事会は、協議会から付託された事項の推進を図り、その結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所副所長（以下、「副所長」という。）がこれにあたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 5 幹事長は、第1項の幹事以外の者に幹事会への出席を要請し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置くものとする。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要がある場合は、定例会議において委員の同意を得てこれを行うことができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則 この規約は、平成20年4月21日から施行する。

改 正 平成30年7月30日

改 正 令和 2年2月28日

改 正 令和 7年5月15日

改 正 令和 8年2月25日

別 表

千代川流域水利用協議会・幹事会名簿

所 属	部 局 名	委 員	幹 事	備 考
国土交通省	鳥取河川国道事務所	事務所長	副 所 長	河川担当副所長
鳥 取 県	農林水産部 農地・水保全課	課 長	参 事	
	県土整備部 河川港湾局 河川課	課 長	課長補佐	
	東部農林事務所	所 長	地域整備課長 鳥取農業改良普及所長	
	鳥取県土整備事務所	所 長	維持管理課長 維持管理課参事 河川砂防課長 河川砂防課長補佐	
	八頭県土整備事務所	所 長	維持管理課長	
	企業局	工務課長	工務課長補佐	
	企業局 東部事務所	所 長	次 長	
鳥 取 市		副 市 長		
	農林水産部		農村整備課長	
	都市整備部		次長兼河川公園課長	
	国府町総合支所		産業建設課長	
	水 道 局	水道事業管理者	浄水課長	
八 頭 町		町 長	産業観光課長	
若 桜 町		町 長	地域整備課長	
智 頭 町		町 長	地域整備課長	
中国電力(株)		東部水力センター所長	鳥取土木課長	
三洋製紙(株)		取締役 工場長	動力課長代理	

千代川流域水利用協議会細則

（目的）

第1条 本細則は、千代川流域水利用協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営に資することを目的とする。

（会議の開催）

第2条 定例の協議会は、年度当初を行うことを原則とする。

- 2 委員は、協議会に出席できない場合、代理者を出席させることができるものとする。
- 3 協議会は、委員（代理者を含む。）の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 協議会の議決には、委員（代理者を含む。）以外は加わることはできないものとする。
- 5 幹事長は、協議会の付託を受けた場合、幹事を招集し、幹事会を開催するものとする。
- 6 幹事長は、協議会の円滑な運営のため、協議会に先立って協議等を行う必要があると認めるときは、随時に幹事会を開催できるものとする。

（細則の改正）

第3条 この細則を改正する必要がある場合、協議会における議決を得てこれを行うことができる。

附則 この細則は、平成20年4月21日から施行する。

改正 令和2年2月28日

改正 令和8年2月25日